## 事前評価票

施策等名	水素供給スタンドに係る建築制限 担当課 住宅局市街地建築課 の見直し (担当課長名) (課長 井上俊之)
施策等の概要	【建築基準法施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第74号)の概要】 燃料電池又は内燃機関の燃料として自動車に充てんするための圧縮水素の製造を、安全上及び防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する製造設備を用いて行う場合には、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域における圧縮ガスの製造に係る用途規制を適用しないこととする。 本措置の対象は、火災発生危険性等の観点から、一定の技術基準に適合する製造設備を用いて圧縮水素の製造を行う場合に限定することとし、また、住居専用地域においては原則として工場の建築が制限されていることを踏まえ、第一種住居地域から準工業地域までの用途地域に区域を限定することとする。
施策等の目的 	燃料電池自動車に充てんするための圧縮水素の製造を行う施設(以下「水素供給スタンド」という。)の普及を促進し、もって燃料電池自動車の円滑な導入を図ること。
関連する   政策目標	12)地球環境の保全
関連する 業績指標	該当なし
指標の 目標値等	該当なし
施策等の必要性	目標と現状の間の問題点   燃料電池自動車については、政府の導入目標として2010年には5万台、2 020年には500万台普及することとされている。水素供給スタンドは、燃料電池自動車の普及に不可欠な施設であるが、建築基準法の用途規制上「圧縮ガスの製造を営む工場」に該当し、その建築は原則として工業地域及び工業専用地域に限定されている。平成17年3月現在、水素供給スタンドは関東地域を中心に10箇所程度設置されているところである。
	<u>原因分析</u> 圧縮ガスの製造を営む工場については、主として火災発生危険性等の観点から、一部の用途地域を除き、その建築が制限されている。
	<u>課題の特定</u> 一定の技術基準に適合する製造設備を用いて圧縮水素の製造を行う場合には、 火災発生危険性等が低減することが確認されたことを受け、用途規制上の取扱い について検討が必要である。
	<u>導入する施策の具体的内容</u> 以上のことから、燃料電池又は内燃機関の燃料として自動車に充てんするための圧縮水素の製造を、一定の技術規準(安全上及び防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準)に適合する製造設備を用いて行う場合には、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域における圧縮ガスの製造に係る用途規制を適用しない(立地を可能とする)こととする。 なお、自動車に充てんするための圧縮天然ガスの製造を営む施設(圧縮天然ガススタンド)についても、上記と同様の措置を講じているところである(平成1
	· ·

	社会的ニーズ	燃料電池自動車については、政府の導入目標として2010年には5万台、2 020年には500万台普及することとされており、水素供給スタンドは、燃料 電池自動車の普及に必要不可欠な施設である。 また、「規制改革・民間開放推進3ヵ年計画」(平成16年3月19日閣議決定) において、「水素供給スタンドの普及の観点から、一定の安全要件を満たした上 で、圧縮天然ガススタンド並に、商業地域等においても、圧縮又は製造行為を伴 う水素供給スタンドの建設制限を見直す」ことが決定されている。
	行政の関与	水素の特性を考慮すれば、良好な市街地環境を確保する上で、行政の関与は引き続き必要である。
	国の関与	水素の特性を考慮すれば、良好な市街地環境を確保する上で、行政の関与は引き続き必要であり、国は、特定行政庁等に対し、必要な技術的助言等を行うことが適当である。
施策等の効率性		水素供給スタンドの増設により、燃料電池自動車の円滑な導入・普及が促進されるものと考えられる。
施策等の有効性		水素供給スタンドの建築は、原則として、工業地域及び工業専用地域に限定されていたが、当該施設の建築可能地域を拡充することにより、水素供給スタンドの普及が促進されるものと考えられる。
	その他特記すべ を事項	<u>審議会答申等、企画立案過程における有識者等の意見</u> 「規制改革・民間開放推進3ヵ年計画」(平成16年3月19日閣議決定)において、「水素供給スタンドの普及の観点から、一定の安全要件を満たした上で、圧縮天然ガススタンド並に、商業地域等においても、圧縮又は製造行為を伴う水素供給スタンドの建設制限を見直す」ことが決定されている。